

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の申請はお済みですか

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した人々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付しています。

給付対象世帯

○住民税非課税世帯
市が送付した確認書の返信期限は、4月30日(土)です。

※対象世帯と思われる人で、確認書が届いていない場合はご連絡ください。

○家計急変世帯

申請期限は、9月30日(金)です。
※住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の詳しい情報は、市ホームページをご確認ください。



問い合わせ 生活福祉課臨時特別給付金担当(1階⑩番窓口)
☎985-4601

ひとり親家庭の人の自立に向けた支援をします

働きたいけど何から始めたらよいかわからない、就職活動が不安、就職のための資格や技術を身に付けたいなど、ひとり親

家庭の母や父の就労と自立に向けたお手伝いをします。個々の状況に応じ、自立支援プログラムを策定し就労を支援します。お気軽にご相談ください。

問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)

パパ・ママ応援ショップ 優待カードが新しくなります

「パパ・ママ応援ショップ優待カード」の有効期限は、令和4年3月31日です。

県公式スマホアプリ「まいたま」内「パパ・ママ応援ショップサブアプリ」を利用している対象世帯は、自動的に新しいカードに切り替わります(更新手続き不要)。

現在、紙の優待カードを利用している人も、便利なアプリ版カードを、この機会にぜひご利用ください。



引き続き紙の優待カードが必要な場合、新しいカードは左記または保健相談センター、子育て総合支援センター「めくめく」の窓口で配布します。受け取りの際は、対象の子どもの年齢が分かる公的書類をお持ちください。

対象 18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子ども(県内在住、在園、在学のいずれ

か)または妊娠中の人がいる世帯

※最新の県内協賛店舗の情報は、埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイトで検索が可能です。



問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)

糖尿病性腎症重症化予防の保健指導に参加しましょう

人工透析患者のうちおよそ4割の患者は、糖尿病の悪化によるものと言われています。糖尿病患者の重症化を防ぐため、市では、日高市国民健康保険被保険者を対象に、保健師等による保健指導を行う糖尿病性腎症重症化予防対策事業を実施しています。この保健指導は、透析移行の予防に効果を示しているものです。特定健診の結果や医療機関受診状況から、重症化リスクの高い人へ参加の案内をしています。積極的に参加し、健康を心掛けましょう。

問い合わせ 保険年金課国民健康保険担当(1階③番窓口)
康保険担当

飯能警察署からのお知らせ

振り込め詐欺に注意してください。

息子や孫等の親族を名乗り「携帯と会社の書類が入った

かばんをなくした」

○「会社の書類を間違えて送ってしまった」

○「お金を用意してほしい」

○「会社の上司、知人が家にお金を取りに行く」

等の電話は詐欺です。他人に現金を渡してはいけません。

詐欺の手口はさまざまであり、一人に対応すると、犯人に騙されてしまいます。一度電話を切り、家族や警察に相談しましょう。

問い合わせ 飯能警察署生活安全課 ☎972-0110

文芸ひだか第35号を刊行しました

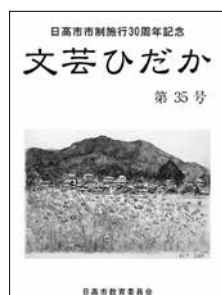
市民の文芸作品をまとめた、文芸ひだか第35号を頒布しています。

※バックナンバーもあります。詳しくは左記へお問い合わせください。

頒布価格 800円

頒布場所 左記、各公民館、市立図書館

問い合わせ 生涯学習課生涯学習担当



くりっかーの可燃ごみレポート

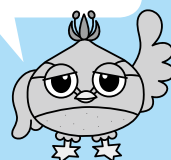
各家庭から出された可燃ごみの速報値です

令和4年2月の可燃ごみ	昨年同月との比較
全体量	697 t - 36.87 t
処理費用	28,751,250 円 - 1,520,888 円
1人当たりの量	12.72 kg - 0.56 kg
1人当たりの処理費用	525 円 - 23 円

問い合わせ 環境課廃棄物対策担当

可燃ごみに多く含まれる紙類をしっかりと分別して資源とすることは、可燃ごみの減量だけでなく、市の歳入や集団資源回収実施団体の活動資金にもつながります。ご協力をお願いします。

※数値は四捨五入しています。
※処理費用は、全体量に41,250円/tを乗じたものです。
※1人当たりは、当該月の総人口を基に算出しています。



児童扶養手当および 特別児童扶養手当額

児童扶養手当および特別児童扶養手当の額は、物価の変動に応じて改定されます。

令和4年4月分から各手当の月額額は次のとおりです。

■児童扶養手当の支給額(月額) 令和4年4月分から

子どもの人数	全額支給	一部支給
1人の場合	4万3,070円	4万3,060円～1万160円
2人目加算額	1万 170円	1万 160円～ 5,090円
3人目以降加算額	6,100円	6,090円～ 3,050円

■特別児童扶養手当の支給額(月額) 令和4年4月分から

	1級	2級
特別児童扶養手当(月額)	5万2,400円	3万4,900円

問い合わせ 子育て応援課子育て支援担当(1階⑥番窓口)

心身障がい児通学奨励費補助金の交付

心身障がい児通学奨励費補助金を交付しています。該当する人は、左記へ申請してください。

補助金額 児童1人につき3000円(月額)

※申請月分から7月・11月・3月に4か月分ずつ指定口座へ振り込みます。

対象 特別支援学校に通学している児童(平成16年4月2日以降生まれ)を養育している保護者

持ち物 在学証明書(生徒手帳の写し不可)、振込先の通帳

問い合わせ 障がい福祉課障がい福祉担当(1階⑧番窓口)



特別障がい者手当・障がい児福祉手当の支給

特別障がい者手当
対象

20歳以上で、身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人

※施設に入所している人、病院などに継続して3か月を超えて入院している人は受けられません。

手当額 2万7300円(月額)

障がい児福祉手当

対象 20歳未満で、おおむね左記のいずれかに該当する人

①身体障がい者手帳1級の一部および2級の一部の人

②知的障がいであって、療育手帳④相当の人

③精神障がい、血液疾患等で①・②と同程度の障がいがある人

※施設に入所している人、障がい支給事由とする年金を受給している人は受けられません。

手当額 1万4850円(月額)

共通事項

※いずれの手当も所得制限があります。

※障がい認定について、詳しくは左記へお問い合わせください。

問い合わせ 障がい福祉課支援推進担当(1階⑧番窓口)



シリーズ“どうする? 「空き家」”

～我が家を困った空き家にしないために～

第3回「空き家をどのように管理するか①」

日高市空家等対策協議会委員

埼玉県宅地建物取引業協会 彩西支部

高麗川不動産株式会社 齋藤 博

空き家管理には準備も必要です(事例紹介)

「施設に入ったら自宅はどうしよう」と思っている人

○適切な管理をしていないと近隣の迷惑になる

○住んでいない自宅は、空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除の税制優遇を受けられない

○建物内の家具家電等の家財が整理されておらず、業者による清掃処分を行ったら、100万円以上かかった

「相続する実家をどうにかしたい」と思っている人

○建物の維持には、固定資産税、火災保険、電気水道料金等、住んでいなくても必要な維持費がかかる。庭がある場合は、樹木や雑草の手入れも必要

○実家を共有名義で相続すると利用方法や売却価格等の話がまとまらず、とりあえず空き家のまま管

理せざるを得ない

○両親が認知症等で判断能力が低下した場合、売買契約等の法律行為が制限され利活用が出来ない

心配に思った人は、相談しましょう

○不動産業者による相談は、原則無料です。空き家の管理については、有料です。

▶気軽に相談できる“地元の不動産業者”このマークが目印です。

○市では宅地建物取引士による市民相談も行っています。

問い合わせ 都市計画課計画推進・企業誘致・住宅政策担当



埼玉県空き家の持ち主応援隊

県と不動産団体の連携により「埼玉県空き家の持ち主応援隊」を結成し、空き家対策を進めています。市ホームページ内「埼玉県空き家の持ち主応援隊のご案内」では、空き家の管理、売却、賃貸、解体などを気軽に相談、依頼できる地域の不動産業者を簡単に検索できるサイトを紹介しています。

